官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する告示（経済産業七一）　二
○平成八年運輸省告示第百八十一号を廃止する件（国土交通六九四）　二
〔その他告示〕
○政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件（外務一九七、一九八）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（同一九九）　三
○カスピ海ルート上のアクタウ港税関における貨物検査機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二〇〇）　三
○カザフスタン共和国におけるカスピ海の水位低下に対応するための水資源管理能力強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同二〇一）　四
○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Ａの改正に関する件（同二〇二）　四
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境三）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通六九五～六九七）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同六九八）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局九二、九三）　七
〔国会事項〕
内閣　財務省　七
〔人事異動〕
内閣　財務省　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示（総務省）　八
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（東北運輸局）　八
国家試験
第五十八回核燃料取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　八
第六十八回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者（同）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他
財団関係　三〇

法規的告示

○経済産業省告示第七十一号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第十条第三項の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第百七十八号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項）の一部を次の表のように改正し、令和八年八月十六日から施行する。

令和八年六月十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
二　この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。	二　この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。
イ　電子部品及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの	イ　電子部品及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの
（一）～（六）　（略）	（一）～（六）　（略）
（七）フィルム型のソルダーレジスト（回路基板を被覆する絶縁材料として用いられるレジストをいう。ハ（三）において同じ。）の設計又は製造に係る技術	（新設）
ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　半導体集積回路の製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの	ハ　半導体集積回路の製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの
（一）・（二）　（略）	（一）・（二）　（略）
（三）液状型のソルダーレジストであって、半導体の製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術	（新設）
（四）窒化ガリウムの半導体基板又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであって、二十度の温度における電気抵抗率が百分の一オームセンチメートル以下のものの設計又は製造に係る技術	（新設）
ニ～チ　（略）	ニ～チ　（略）
リ　永久磁石の設計又は製造に係る技術	（新設）
ヌ　太陽電池及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの	（新設）
（一）ペロブスカイト構造を有する化合物を用いる太陽電池セル（以下このヌにおいて「ペロブスカイト太陽電池セル」という。）又はペロブスカイト太陽電池セルを直並列に接続した太陽電池モジュール（ペロブスカイト太陽電池セル以外の太陽電池セルを積層したものを含む。（二）において「ペロブスカイト太陽電池モジュール」という。）の設計又は製造に係る技術	（新設）
（二）ペロブスカイト太陽電池セル又はペロブスカイト太陽電池モジュールの製造に用いられるレーザー加工機の設計又は製造に係る技術	（新設）
ル　光学部品及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの	（新設）
（一）エックス線検出のために用いられるシンチレータ（焼結体又はシート状のものに限る。）であって、出力される光のスペクトルの半値全幅が五〇ナノメートル未満のもの若しくはその製造に用いられる蛍光体の設計又は製造に係る技術	（新設）
（二）（一）に規定するシンチレータ（焼結体のものに限る。）のアレイの設計又は製造に係る技術	（新設）

○国土交通省告示第六百九十四号

地方税法施行規則附則第六条第十五項第三号に規定する運輸大臣の定める構造上の基準（平成八年運輸省告示第百八十一号）は、廃止する。

令和八年六月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

その他告示

○外務省告示第百九十七号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表1の機関の表に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第十九条1の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条5の規定に従い、令和八年三月九日に効力を生じた。

（令和八年三月十二日付け世界貿易機関事務局長確認書）

令和八年六月十六日

外務大臣　茂木　敏充

機関の表

会計法の適用を受ける全ての機関

1　衆議院
2　参議院
3　最高裁判所
4　会計検査院
5　内閣
6　人事院
7　内閣府
8　宮内庁
9　公正取引委員会
10　国家公安委員会（警察庁）
11　個人情報保護委員会
12　カジノ管理委員会
13　サイバー通信情報監理委員会
14　金融庁
15　消費者庁
16　こども家庭庁
17　デジタル庁
18　復興庁
19　総務省
20　法務省
21　外務省
22　財務省
23　文部科学省
24　厚生労働省
25　農林水産省
26　経済産業省
27　国土交通省
28　環境省
29　防衛省

○外務省告示第百九十八号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3の機関の表の2B群に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第十九条1の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条5の規定に従い、令和八年三月二十日に効力を生じた。

（令和八年三月二十七日付け世界貿易機関事務局長確認書）

令和八年六月十六日

外務大臣　茂木　敏充

機関の表

2　B群

2.1　国立研究開発法人建築研究所
2.2　独立行政法人航空大学校
2.3　独立行政法人農林水産消費安全技術センター
2.4　国立研究開発法人森林研究・整備機構
2.5　大学共同利用機関法人
2.6　独立行政法人海技教育機構
2.7　国立研究開発法人水産研究・教育機構
2.8　独立行政法人男女共同参画機構
2.9　全国健康保険協会
2.10　国立健康危機管理研究機構
2.11　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
2.12　独立行政法人造幣局
2.13　独立行政法人労働者健康安全機構
2.14　日本年金機構
2.15　独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
2.16　独立行政法人自動車技術総合機構
2.17　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
2.18　独立行政法人国立公文書館
2.19　国立研究開発法人国立がん研究センター
2.20　国立研究開発法人国立成育医療研究センター
2.21　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
2.22　独立行政法人工業所有権情報・研修館
2.23　独立行政法人大学入試センター
2.24　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
2.25　国立研究開発法人国立循環器病研究センター
2.26　独立行政法人国立病院機構
2.27　国立研究開発法人国立環境研究所
2.28　国立研究開発法人物質・材料研究機構
2.29　独立行政法人教職員支援機構
2.30　国立研究開発法人産業技術総合研究所
2.31　国立研究開発法人情報通信研究機構
2.32　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
2.33　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
2.34　独立行政法人国立高等専門学校機構
2.35　独立行政法人製品評価技術基盤機構
2.36　独立行政法人国立文化財機構
2.37　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
2.38　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（注釈3h）
2.39　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
2.40　独立行政法人国立青少年教育振興機構
2.41　独立行政法人家畜改良センター
2.42　独立行政法人国立美術館
2.43　独立行政法人国立科学博物館
2.44　独立行政法人国立印刷局
2.45　国立研究開発法人防災科学技術研究所
2.46　独立行政法人酒類総合研究所
2.47　独立行政法人統計センター
2.48　国立大学法人
2.49　株式会社日本貿易保険
2.50　国立研究開発法人土木研究所
2.51　独立行政法人経済産業研究所

○外務省告示第百九十九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和八年六月十六日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年五月二十一日
発行年月日　令和七年十一月四日
旅券番号　TM一二三五六四六

○外務省告示第二百号

令和八年一月三十日にアスタナで、カスピ海ルート上のアクタウ港税関における貨物検査機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカザフスタン共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和八年五月七日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　カスピ海ルート上のアクタウ港税関における貨物検査機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　四億六千五百万円
３　署名者
日本側　飯島泰雅在カザフスタン大使
カザフスタン側　輸ヌルラン・サウランバエフ運輸大臣
令和八年六月十六日
外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百一号

令和八年五月二十五日にアスタナで、カザフスタン共和国における力スピ海の水位低下に対応するための水資源管理能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　カスピ海の水位低下に対応するための水資源管理能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　四億六千五百万円

３　署名者
日本側　飯島泰雅在カザフスタン大使
国際連合開発計画側　所ニカタジナ・ヴァヴィエ代ヤタ表在ザフスタン事務ル
令和八年六月十六日
外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省環境省告示第三号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第二項の規定に基づき、令和八年四月二十四日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和八年六月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

承認番号　26―46Ｐ―0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ＢＡＳＦジャパン株式会社 代表取締役社長　ディマトスゼイダムハシビ 東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	線虫抵抗性及び４-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ダイズ（*cry14Ab-1.b, hppdPf-4Pa, Glycine max* (L.) Merr.）(GMB151, OECD UI：BCS-GM151-6)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○外務省告示第二百二号

平成十三年五月二十二日にストックホルムで作成された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「条約」という。）の附属書Ａは、条約第二十二条４の規定に従い、次のように改正され、その改正は、令和八年十月九日に効力を生ずる。

（令和七年十月九日付け国際連合事務総長書簡）

令和八年六月十六日

外務大臣　茂木　敏充

条約の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の一部を次のように改正する。

附属書Ａ第一部の表ＵＶ―三―八の項の個別の適用除外の欄に「航空機の断熱ブランケット及び床板用の水密テープ並びに航空機の断熱ブランケット及び床板用の水密テープ並びに航空機の構造、機械、内装及び電気系統の構成部分並びに非常用、推進、環境制御及び飛行制御のシステムに使用されるポリウレタン及びポリアミドイミド接着剤並びにポリウレタン塗料」を加える。

４　附属書Ａ第十二部に次の４を加える。

４　「航空機の断熱ブランケット及び床板用の水密テープ並びに航空機の構造、機械、内装及び電気系統の構成部分並びに非常用、推進、環境制御及び飛行制御のシステムに使用されるポリウレタン及びポリアミドイミド接着剤並びにポリウレタン塗料」についての個別の適用除外は、いかなる使用にも限定されること。この個別の適用除外は、二千三十年末までに効力を失う。

承認番号　26―46Ｐ―0002

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ（*pat, 改変dmo, ft_t.1, tdo, Glycine max* (L.) Merr.）(MON94313, OECD UI：MON-94313-8)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　26―46Ｐ―0003

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	半矮性、除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート耐性及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ（改変*cp4 epsps, GA20ox_SUP, cry1A.105,* 改変*cry2Ab2,* 改変*vip3A, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）(MON87427×MON94804×MON89034×MIR162×NK603, OECD UI：MON-87427-7×MON-94804-4×MON-89034-3×SYN-IR162-4×MON-00603-6）並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　26―46Ｐ―0004

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	半矮性、除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート耐性並びにチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ（改変*cp4 epsps, GA20ox_SUP, cry1B.868,* 改変*cry1Da,* 改変*vip3A,* 改変*cry3Bb1, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）(MON87427×MON94804×MON95379×MIR162×

	MON88017，OECD UI：MON-87427-7×MON-94804-4×MON-95379-3×SYN-IR162-4×MON-88017-3）並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

承認番号　26—46Ｐ—0005

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート、グルホシネート、ジカンバ、トリケトン系及びプロトポルフィリノーゲン酸化酵素阻害型耐性ワタ（改変*cp4 epsps, pat,* 改変*dmo, tdo, H_N90 PPO, Gossypium hirsutum* L.）（MON96012, OECD UI：MON-96012-6）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所　在　地：茨城県稲敷郡河内町生板字小川4717番地 名　　称：バイエルクロップサイエンス株式会社河内試験圃場 使用期間：承認日から2031年12月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入を防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えワタの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該ワタの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 ⑷　隔離ほ場周辺には、花粉の飛散を減少させるための防風網を設置している。また、播種時には防鳥網等を用いた鳥害防止策を講じる。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えワタ及び比較対象のワタ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えワタを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該ワタが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えワタの栽培終了後は、当該ワタ及び比較対象のワタを隔離ほ場内に鋤込む等により、確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えワタが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項について第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　26—46Ｐ—0006

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	プロトポルフィリノーゲン酸化酵素阻害型除草剤耐性ダイズ（*H_N90 PPO, Glycine max* (L.) Merr.）（MON94115, OECD UI：MON-94115-8）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所　在　地：茨城県稲敷郡河内町生板字小川4717番地 名　　称：バイエルクロップサイエンス株式会社河内試験圃場 使用期間：承認日から2031年12月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入を防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えダイズの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該ダイズの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 ⑷　隔離ほ場周辺には、花粉の飛散を減少させるための防風網を設置している。また、播種時及び成熟期には防鳥網等を用いた鳥害防止策を講じる。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えダイズ及び比較対象のダイズ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えダイズを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該ダイズが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えダイズの栽培終了後は、当該ダイズ及び比較対象のダイズを隔離ほ場内に鋤込む等により、確実に不活化する。

	⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えダイズが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項について第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　別に定めるモニタリング計画書に基づき、モニタリングを実施する。 ⑻　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　26―46Ｐ―0007

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長　野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ（*ipd083Cb.1, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）(COR121, OECD UI : COR-00121-4)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：栃木県宇都宮市清原工業団地19番地２　セラニーズ株式会社宇都宮事業所内 名　　称：コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社　組換え農作物隔離ほ場 使用期間：承認日から令和12年（2030年）３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えトウモロコシの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該トウモロコシの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 ⑷　本遺伝子組換えトウモロコシの種苗が、野鳥等の食害により拡散することを防止するため、播種時及び成熟期から収穫期には防鳥網を設置する。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えトウモロコシ及び比較対象の非遺伝子組換えトウモロコシ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えトウモロコシを隔離ほ場の外に運搬又は保管する場合は、当該トウモロコシが漏出しない構造の容器に入れる。

	⑶　⑵により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えトウモロコシの栽培終了後は、当該トウモロコシ及び比較対象の非遺伝子組換えトウモロコシを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えトウモロコシが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　本遺伝子組換えトウモロコシの花粉の飛散を防止するため、除雄又は雄穂の袋がけを行う。 ⑹　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑺　⑴から⑹までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑻　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

○国土交通省告示第六百九十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年六月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
		（メートル）	（メートル）
栗東市六地蔵字海道山三番二から同市六地蔵字杉谷四三番まで	前	最大 五九	一一六
	後	最大 五九	
		最小 四〇	

○国土交通省告示第六百九十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年六月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
		（メートル）	（メートル）
東近江市蛇溝町字長谷野一一五九番二から同市蛇溝町字長谷野一一五二〇番二まで	前	最大 一一二	一〇三
	後	最大 一一二	
		最小 四四	
		五六 九六	

○国土交通省告示第六百九十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十六日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年六月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	四国横断自動車道阿南四万十線		
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）
	観音寺市古川町字山ノ前九一七番一から同市新田町字粟屋二一九〇番一まで	前	最大　一九三 最小　三六
		後	最大　一九二 最小　一九三 三六

○国土交通省告示第六百九十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年五月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5534号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	SW—J—F03	株式会社シーウルフマリン	気室生地の材質仕様の追加及びガス容器の仕様の追加
第5535号	〃	SW—J—F06	〃	〃

○近畿地方整備局告示第九十二号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
一　道路の種類　一般国道			
二　路線名　二号			
三　沿道区域			
神戸市須磨区須磨浦通一丁目一番地内	四・三一（メートル）	〇・三一〇（キロメートル）	電柱
四　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所			

○近畿地方整備局告示第九十三号

令和八年六月十七日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
神戸市須磨区須磨浦通一丁目一番地内（神戸市須磨区須磨浦通一丁目一番地内）	一般国道二号	電柱
図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所		

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月十二日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律

議案提出

六月十二日議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（和田政宗外三名提出）

議案通知書受領

六月十二日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

産業技術力強化法の一部を改正する法律案

報告書及び文書受領

六月十二日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告

高齢社会対策基本法第八条第二項の規定に基づく「令和八年度高齢社会対策」についての文書

障害者基本法第十三条の規定に基づく「令和七年度障害者施策の概況」に関する報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和七年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和八年度交通安全施策に関する計画」の報告

消費者基本法第十条の二の規定に基づく「令和七年度消費者政策の実施の状況」に関する報告

消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく令和七年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告

国際労働機関憲章第十九条5の規定に基づく二千二十五年の国際労働機関第百十三回総会において採択された条約に関する報告書

国際労働機関憲章第十九条6の規定に基づく二千二十五年の国際労働機関第百十三回総会において採択された勧告に関する報告書

又同日会計検査院長原田祐平から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「地方財政計画の事後検証等の状況について」

参議院

議案受領（予備審査）

六月十二日衆議院から次の議案が送付された。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案（総務委員長提出）（衆第一三号）

議案付託

六月十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

決算委員会に付託

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五三号）

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会に付託

議決通知

六月十二日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

産業技術力強化法の一部を改正する法律案

また、同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に小野瀬厚、徳本広孝及び野田崇を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、公害等調整委員会委員に横田信孝及び大橋洋一を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、中央更生保護審査会委員長に小川秀樹を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、運輸安全委員会委員に伊藤裕康、田口晴邦及び高橋明子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

答弁書受領

六月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ提出「公共インフラ整備」の経費を含む安全保障関連経費に関する質問に対する答弁書（第五二号）

参議院議員石垣のりこ提出ホルムズ海峡の封鎖等の影響により事業活動を縮小した事業主を迅速に支援するための雇用調整助成金の要件見直し等に関する質問に対する答弁書（第五三号）

法律公布奏上及び通知

六月十二日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律

産業技術力強化法の一部を改正する法律

報告書及び文書受領

六月十二日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度高齢社会対策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、障害者基本法第十三条の規定に基づく「令和七年度障害者施策の概況」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和七年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和八年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

また、同日内閣から、消費者基本法第十条の二の規定に基づく「令和七年度消費者政策の実施の状況」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく令和七年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条5の規定に基づく二千二十五年の国際労働機関第百十三回総会において採択された条約に関する報告書を受領した。

また、同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条6の規定に基づく二千二十五年の国際労働機関第百十三回総会において採択された勧告に関する報告書を受領した。

また、同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「地方財政計画の事後検証等の状況について」の報告を受領した。

人事異動

内　閣

○防衛大臣臨時代理
　国務大臣
　　あかま二郎
　　（赤間　二郎）
防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月十二日）

財　務　省

日本銀行参与に任命する（六月十二日）
　　秋池　玲子

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、英国国王陛下の御誕生祝日につき、六月十二日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示

電波法（昭和25年法律第131号）第６条第８項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年６月16日　　総務大臣　林　芳正

1　受付期間

令和８年６月16日（火）午前８時30分から同年７月16日（木）午後５時15分まで（郵送の場合は期間内必着）

2　地上基幹放送に係る放送対象地域及び地上基幹放送局の無線設備の設置場所（送信場所）

別表のとおり

3　地上基幹放送の区分

超短波放送（コミュニティ放送を除く。）

4　周波数等

別表のとおり

5　申請書の提出場所及び問合せ先

四国総合通信局　〒790―8795　松山市味酒町２丁目14―４

情報通信部放送課　電話番号089―936―5037

別表

放送対象地域	送信場所	周波数（MHz）	空中線電力（W）
高知県	土佐清水市	94.4	100
高知県	土佐市	93.8	30
高知県	宿毛市	93.8	30

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月十六日

東北運輸局長　吉田　昭二

㈠　登録小型船舶教習実施機関の名称　岩手県立宮古水産高等学校

㈡　登録小型船舶教習実施機関の代表者の氏名

（変更前）伊東　道夫

（変更後）谷地　信治

㈢　変更年月日　令和八年四月１日

国　家　試　験

第58回核燃料取扱主任者試験合格者

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号）第２条の規定に基づき、第58回核燃料取扱主任者試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

令和８年６月16日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

受験番号	氏　名	受験番号	氏　名
13	沖田　泰良	14	柴田　顕弘
16	**原**　健太郎	18	福岡　将史
20	山﨑　浩一	23	石塚　雅人
36	KIM MIN SEOK	39	佐伯　泰典
40	櫻井　洋亮	59	藤岡　義晃
73	青山　雄太	76	神川　豊
80	近藤謙太郎	87	高橋　勇斗
89	富安　亮太	90	松**﨑**　俊
91	宮森　巧		

第68回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第６条の規定に基づき、第68回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

令和８年６月16日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

受験番号	氏　名	受験番号	氏　名
7	岩元　一輝	14	椿　明宏
29	鈴木　寧彦	31	関口　淳史
51	**花**房　拓豊	68	山内　大典
78	青山　雄太	79	長田　信人
80	神川　豊	81	川端　孝弥
82	**蔵**本　創	83	近藤謙太郎
84	酒井　盛寿	85	佐原　遼太
86	篠原　諒	87	角野　悠馬
88	髙久　将吾	89	高橋　勇斗
90	土井　卓哉	91	富安　亮太
92	松**﨑**　俊	93	宮森　巧

公　告

諸　事　項

工場財団

神奈川県小田原市扇町一丁目30番13号**小田原瓦斯株式会社**の工場財団に神奈川県小田原市扇町一丁目227番地小田原瓦斯株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年６月16日

横浜地方法務局西湘二宮支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

免責許可決定

書面による計算報告

特別清算開始

令和8年（ヒ）第3015号

大阪市福島区福島５丁目１３番１８号
清算株式会社　三協エンジニアリング株式会社
代表清算人　　濵﨑　哲雄

1　決定年月日　令和8年6月1日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第１４号

埼玉県上尾市大字平塚字西原761番６号
清算株式会社　株式会社エスケー
代表清算人　井上　慎介

1　決定年月日　令和８年６月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第１５号

埼玉県上尾市大字平塚字西原760番３号
清算株式会社　株式会社エスティー
代表清算人　井上　慎介

1　決定年月日　令和８年６月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月三十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　八十一頁（号外第十七号）

令和八年六月十六日

東京都北区上中里二丁目九番一号

（甲）株式会社サンカクカンパニー

代表取締役　金田　直之

東京都北区上中里二丁目九番一号

（乙）株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕ

代表取締役　金田　直之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十六日

奈良県大和高田市大字大中二二番地三

（甲）株式会社ＷＨＤ

代表取締役　西脇　涼

奈良県葛城市辨之庄一三八番地

（乙）株式会社ワイチ

代表取締役　和田　壮功

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十六日

札幌市中央区南二条西十二丁目三二四番地

合同会社アズーロ

代表社員　能登　匡洋

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十九日であり組織変更後の商号は株式会社ドライミックスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和八年六月十六日

茨城県古河市関戸一八六〇番地

ドライミックス事業協同組合

代表理事　代田　俊秋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十六日

東京都新宿区歌舞伎町一丁目一七番七号新宿リカム3ビルＢ一

クリエイティブゾーン合同会社

代表社員　谷田部隆士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十六日

福岡県宗像市赤間五丁目一番一八号

合同会社カノン・アセットマネジメント

代表社員　出光　良治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　六十八頁（号外第九十七号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　六十八頁（号外第九十七号）

令和八年六月十六日

神奈川県横浜市港北区綱島西四丁目九番二号

（甲）株式会社ヤシマ

代表取締役　向井　聡司

神奈川県横浜市港北区綱島西四丁目九番二号

（乙）日本計測機株式会社

代表取締役　久保田耕司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　伊勢新聞

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　三頁

令和八年六月十六日

三重県三重郡菰野町大字菰野四八一一番地二

（甲）株式会社ｋａｔａｏｋａ

代表取締役　立花　哲也

三重県多気郡多気町ヴィソン六七二番一

（乙）ヴィソン多気株式会社

代表取締役　立花　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載日　令和八年六月十六日

掲載頁　二頁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十六日

仙台市宮城野区鶴ケ谷字舘下一六番地

有限会社守屋チツプ輸送

代表取締役　守屋　長司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十六日

埼玉県川口市青木一丁目二二番一一号

有限会社関根小型運輸

代表取締役　関根　實

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千一百七十四万三千円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十六日

京都府福知山市字大門四四番地

光産業有限会社

取締役　蘆田　光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百十万円減少し全額を資本準備金に組み入れ、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十四日に行われました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月十六日

奈良県大和高田市大字大中二二番地三

株式会社ＷＨＤ

代表取締役　西脇　涼

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三千五百億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年六月十六日

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

代表取締役　スティーブン・ヘイズ・デイカス

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円、資本準備金の額を四千五百万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月一日

掲載頁　九十四頁（号外第一二一号）

令和八年六月十六日

札幌市中央区南二十三条西十五丁目一番一号

ダイアナ南山鼻ヒルズＡ四階

株式会社クリエーション

代表取締役　清水　保明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十六日

青森県弘前市大字藤野二丁目三番地六

弘南バス株式会社

代表取締役　工藤　智久

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十六日

埼玉県川口市青木一丁目六番二五号

埼京運輸株式会社

代表取締役　藤田　義治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十六日

東京都世田谷区太子堂四丁目一番一号キャロットタワー

日本アルゴリズム株式会社

代表取締役社長　岩﨑　幸正

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十六日

東京都港区海岸三丁目八番九号

株式会社ニチダン

代表取締役　石井　元

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年六月十六日

名古屋市熱田区古新町二丁目四〇番地の三

株式会社太田伝導機

代表取締役　太田　芳一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十六日

三重県四日市市楠町北五味塚五三〇番地

三鈴工機株式会社

代表取締役　打田　卓也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である茂木哲也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十六日

東京都葛飾区東金町三―一七―一〇ＫＢＳＥ―一二号

EMI TRAVEL PARIS S.A.R.L

日本における代表者　茂木　哲也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資千百口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年七月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
キーム特定目的会社
取締役　中村　　武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年七月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　フランクフルト特定目的会社
取締役　中村　　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千七百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年七月三十日付官報の号外第一七四号一一七頁に掲載されております。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　トウヤ特定目的会社
取締役　中村　　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年七月三十日付官報の号外第一七四号一一六頁に掲載されております。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　サガミ特定目的会社
取締役　中村　　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年八月五日付官報の号外第一七八号五十五頁に掲載されております。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　キーム特定目的会社
取締役　中村　　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年八月五日付官報の号外第一七八号五十五頁に掲載されております。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　フランクフルト特定目的会社
取締役　中村　　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千六百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月八日

掲載頁　七十六頁（号外第一二六号）

令和八年六月十六日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパングアウトソーシングサービス内
Straits Himawari TMK One特定目的会社
取締役　横倉　弘和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千三百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月八日

掲載頁　七十六頁（号外第一二六号）

令和八年六月十六日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパングアウトソーシングサービス内
Straits Himawari TMK Two特定目的会社
取締役　横倉　弘和

債権申出の公告（第三回）

当社は令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回目掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十六日

大阪府大阪市西区西本町一丁目一一番九号
岡本株式会社
確定給付企業年金清算人　坪井　静世

取消公告

令和七年十一月四日掲載の合併公告は取消します。

令和八年六月十六日

東京都千代田区神田和泉町一番地六―一六
ヤマトビル四〇五
（甲）リソースサプライ合同会社
代表社員　中山　智尋
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二F―C
（乙）合同会社インクルージョン
代表社員　田中　竜二

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二一	一	一四	七～八	「ウガンダ共和国における」を削る。
〃	二	二〇（終りから四）	一方井和哉	一方井克哉

令和六年十一月七日外務省告示第三百四十九号（ウガンダ共和国における難民居住地及びホストコミュニティにおける女性・平和・安全保障アジェンダ実施計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件）
（原稿誤り）

令和六年十一月二十一日外務省告示第三百七十五号（円借款の供与に関する日本国政府とアフリカ開発基金との間の書簡の交換に関する件）
（原稿誤り）